

# 確認じゃ！

## 臨時福祉給付金 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方への負担を緩和するための臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を、賃金引き上げの恩恵を受けにくい所得の少ない障害・遺族基礎年金受給者を支援するため「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」を支給します。支給額や支給対象者の要件などがそれぞれ異なりますのでご注意ください。

これらの給付金を受給するには、申請が必要です。支給対象となる方は、忘れずに期間内に申請してください。

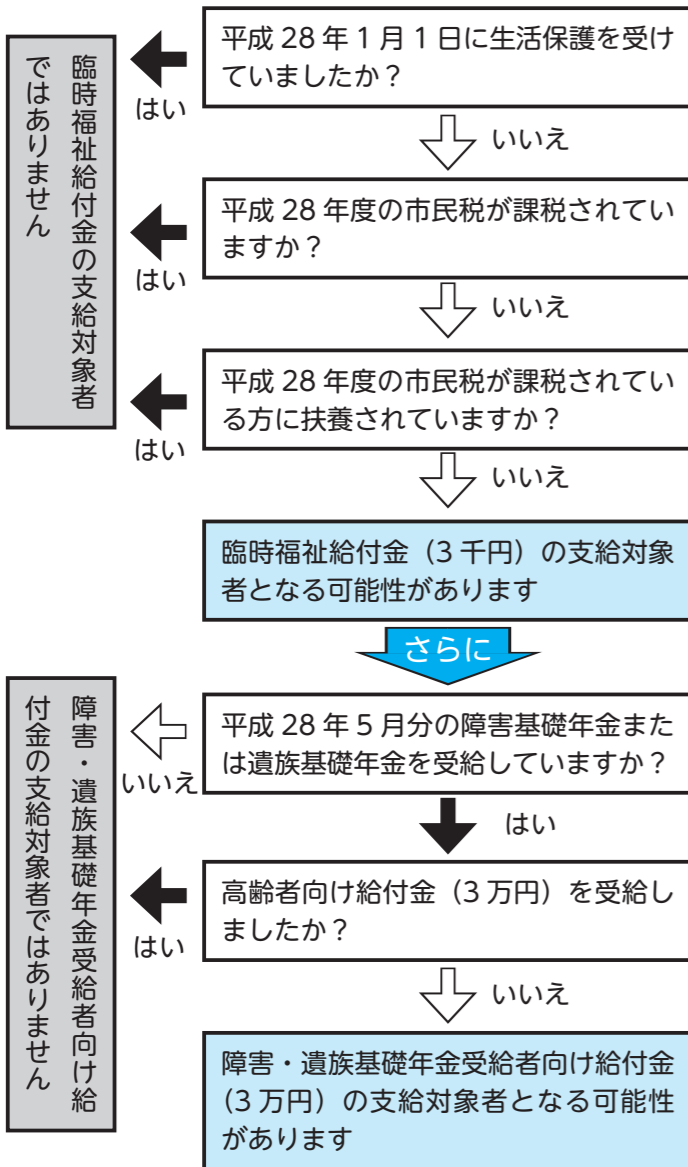
### 支給対象者・支給額・申請方法など

	臨時福祉給付金	障害・遺族基礎年金受給者向け給付金
支給対象者	次のいずれの条件も満たしている方 ●平成28年1月1日（基準日）現在、岩見沢市の住民基本台帳に登録がある ●平成28年度の市民税が課税されていない ●基準日に市民税が課税されている方に扶養されていない ●基準日に生活保護を受けていない	左記の条件を満たしており、さらに次のいずれの条件も満たしている方 ●障害基礎年金または遺族基礎年金の平成28年5月分を受給している ●高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を受給していない
支給額	1人につき3千円	1人につき3万円
申請方法	給付金の支給対象となる可能性のある方には、8月下旬に申請書を送付します。申請書に必要事項を記入・押印し、確認書類を添付のうえ、同封の返信用封筒で郵送または持参	
確認書類	本人確認書類（いずれかのコピーを添付。申請書の各欄に記載または印字された方全員分が必要） ●運転免許証（表・裏面） ●パスポート（顔写真のあるページ） ●健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証 ●写真付き住民基本台帳カード ●身体障害者手帳 ●在留カード 給付金振込口座（通帳のコピーを添付） ●給付金振込口座の通帳の表紙裏ページ（金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が印字されているページ）	左記の本人確認書類および給付金振込口座のコピーの他、次の書類のうちいずれかのコピーが必要 ●年金証書 ●平成28年5月分の障害・遺族基礎年金を受給していることが分かる書類（直近の年金振込通知書など）
受付期間	8月27日(土)～平成29年2月24日(金)（郵送の場合は平成29年2月24日(金)の消印有効）	
その他	●受付後、申請書の審査を行い、後日、結果および支給予定日を通知します。課税等の状況により不支給になる場合があります ●受付期間内に申請が行われなかった場合、給付金を受給できません ●両方の給付金を受けることができるのは、どちらの支給要件にも該当する方のみです	

### 窓口申請の受付日時・会場

日時	会場
8月27日(土)・28日(日) 午前9時～正午	市役所本庁（鳩が丘1）、北村支所（北村赤川593）、栗沢支所（栗沢町東本町21） コミュニティプラザ（有明町南1） 幌向総合コミュニティセンターほっとかん（幌向南1-1）
8月29日(月) ～平成29年2月24日(金) 午前9時～午後5時 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)	市役所本庁（鳩が丘1）、北村支所（北村赤川593）、栗沢支所（栗沢町東本町21） 幌向サービスセンター（幌向南1-1） 朝日サービスセンター（朝日町176） 美流渡サービスセンター（栗沢町美流渡栄町93） 有明交流プラザサービスセンター（有明町南1）

## 支給対象診断チェックシート



### 受取方法

9月16日(金)までに申請書が受理された方には10月中旬頃までに、以降の方は申請の受理から概ね1カ月半程度で申請者の預金口座に振り込みます。

口座をお持ちでないなど、やむを得ない事情がある場合は、現金で受け取ることができます。この場合、11月以降の市が指定した期日に、市役所本庁窓口での支給となります。

※申請書の記載内容や添付書類に不備がある場合、申請を受け付けることができません。



### 問合せ先

申請方法について  
市福祉課臨時福祉給付金担当

制度について  
厚生労働省 給付金専用ダイヤル  
0570-037-192  
受付時間 午前9時～午後6時  
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

### 振り込め詐欺や個人情報情報の詐取に注意

臨時福祉給付金や障害・遺族基礎年金受給者向け給付金に関する情報は、絶対にお金を振り込んでもらおうとは、絶対にできません。市や厚生労働省などが、臨時福祉給付金や障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の支給のために、手数料などの振り込みを求めるとは、絶対にありません。

市や厚生労働省などが、市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報や電話で照会することは、絶対にありません。

市や厚生労働省をかたった不審な訪問や電話があったとき、郵便が届いたときは、迷わず、警察署（☎22局0110）または警察相談専用電話（#9110）や市民連携室にご連絡ください。